

国際植物防疫条約（IPPC）及び 国際基準（ISPM）策定プロセスについて

2024年9月10日（火）

農林水産省消費・安全局植物防疫課

農林水産省

国際植物防疫条約（IPPC）

International Plant Protection Convention

1 目的

- 植物及び植物生産物に対する有害動植物のまん延、侵入を防止するため、共同で有効な行動を確保する
- それら有害動植物の防除のため適切な措置を促進する

2 主な活動

- 国際基準（ISPM）の採択及びその実施支援
- 途上国に対する技術協力、加盟国間の情報共有、紛争の解決、電子証明の構築など

3 組織

- 2024年8月現在、185の国と地域が加盟
（我が国は1952年の発効時から加盟）
- 事務局は国際連合食糧農業機関(FAO)本部（ローマ）に設置

IPPCの組織体制

2024年 8 月現在

植物検疫措置に関する委員会

(**CPM**: Commission on Phytosanitary Measures)

- IPPCの総会。国際基準の採択等を行う
- IPPC加盟国は現在185カ国

CPM理事会

CPMに対し活動の方針、財政、運用・管理に関し助言

IPPC事務局

IPPCの組織の活動支援
(FAO内の1部門)



戦略

戦略計画部会(SPG)

CPMに対し戦略的な助言を行う。加盟国の任意参加。

基準策定

基準委員会(SC)

国際基準案の検討、CPMに国際基準案を提案

- 技術パネル(TP)
各分野の国際基準案を作成

TPPT: 植物検疫処理 
TPDP: 診断プロトコル
TPG: 植物検疫用語
TPCS: 品目基準 

- 専門家作業部会(EWG)

トピック毎に設置し、特定のトピックの国際基準案を作成

基準実施

実施・能力開発委員会(IC)

国際基準の実施監督、加盟国の能力向上等

地域

地域植物防疫機関(RPPO)

- APPPC: アジア
- CAHFSA: 中米
- CAN: アンデス
- COSAVE: 南米
- EPPO: 欧州
- IAPSC: 中央アフリカ
- NEPPO: 中東
- NAPPO: 北米
- OIRSA: 中南米
- PPPO: 大洋州

※ : 当省職員がメンバー

植物検疫措置に関する委員会（CPM）

Commission on Phytosanitary Measures

- 条約第11条に定められているIPPC総会にあたるもので、加盟国の代表が出席
- 毎年1回、国連食糧農業機関（FAO）本部（イタリア・ローマ）で会合
- 国連公用語の同時通訳
- 国際基準の採択やIPPCの活動の議論及び最終的な意思決定
- コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う



第18回植物検疫措置に関する委員会（2024年4月15～19日）

植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)とは

(ISPM: International Standards for Phytosanitary Measures)

- 植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）は、IPPCに基づき作成される（通常2回の加盟国協議を経てCPMにて採択）。
- WTO加盟国は、国際的な基準がある場合には、自国の植物検疫措置を国際的な基準に基づいてとらなければならない(WTO/SPS協定3条の1)
- ISPMに基づいた検疫措置とすることでその措置の正当性を主張することが可能
- 貿易相手国との議論においては、ISPMを引用することで論点の明確化、議論の効率化を実現

(参考) WTO/SPS協定とIPPCとの関係

植物検疫に関する措置は、WTO/SPS協定やIPPCに従い科学的根拠や国際基準に基づいて実施することが必要。

【WTO/SPS協定】(1995年) 164ヶ国・地域が加盟

衛生植物検疫措置の適用に関する協定
(Sanitary and Phytosanitary Measures)

人、動物又は植物の生命又は健康を守るというSPS措置の目的を達成しつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルール。WTO協定附属書の1つとして1995年1月に発効。

加盟国の主な義務

- ① 検疫措置は、必要な限度においてのみ適用すること
- ② 検疫措置は、科学的な原則に基づいてとること
- ③ 加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと
- ④ 関連の国際基準等がある場合は、それに基づき措置を適用すること
- ⑤ リスク評価に基づいた検疫措置を適用すること

【IPPC】(1952年) 184ヶ国・地域が加盟

国際植物防疫条約
(International Plant Protection Convention)

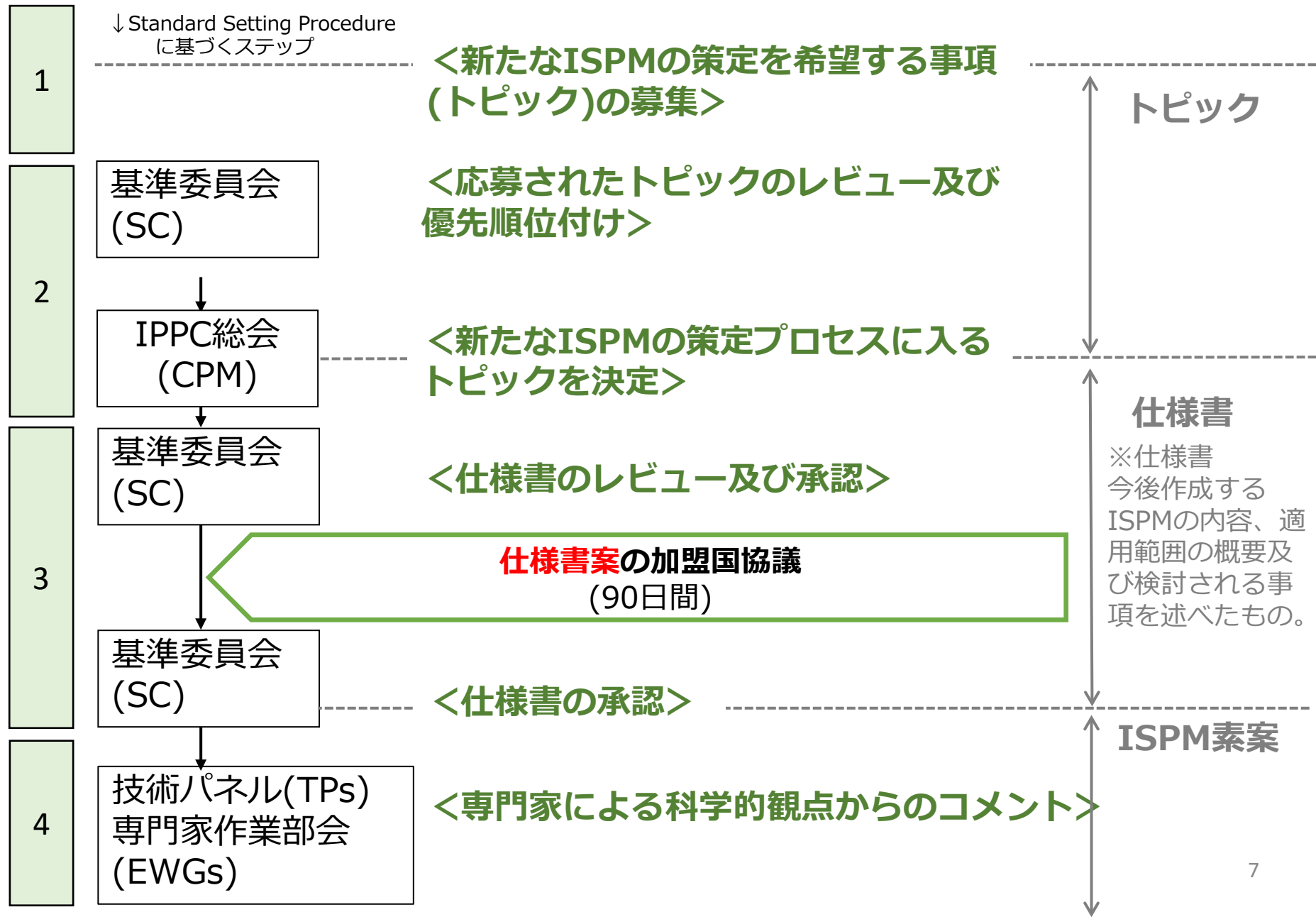
主な活動

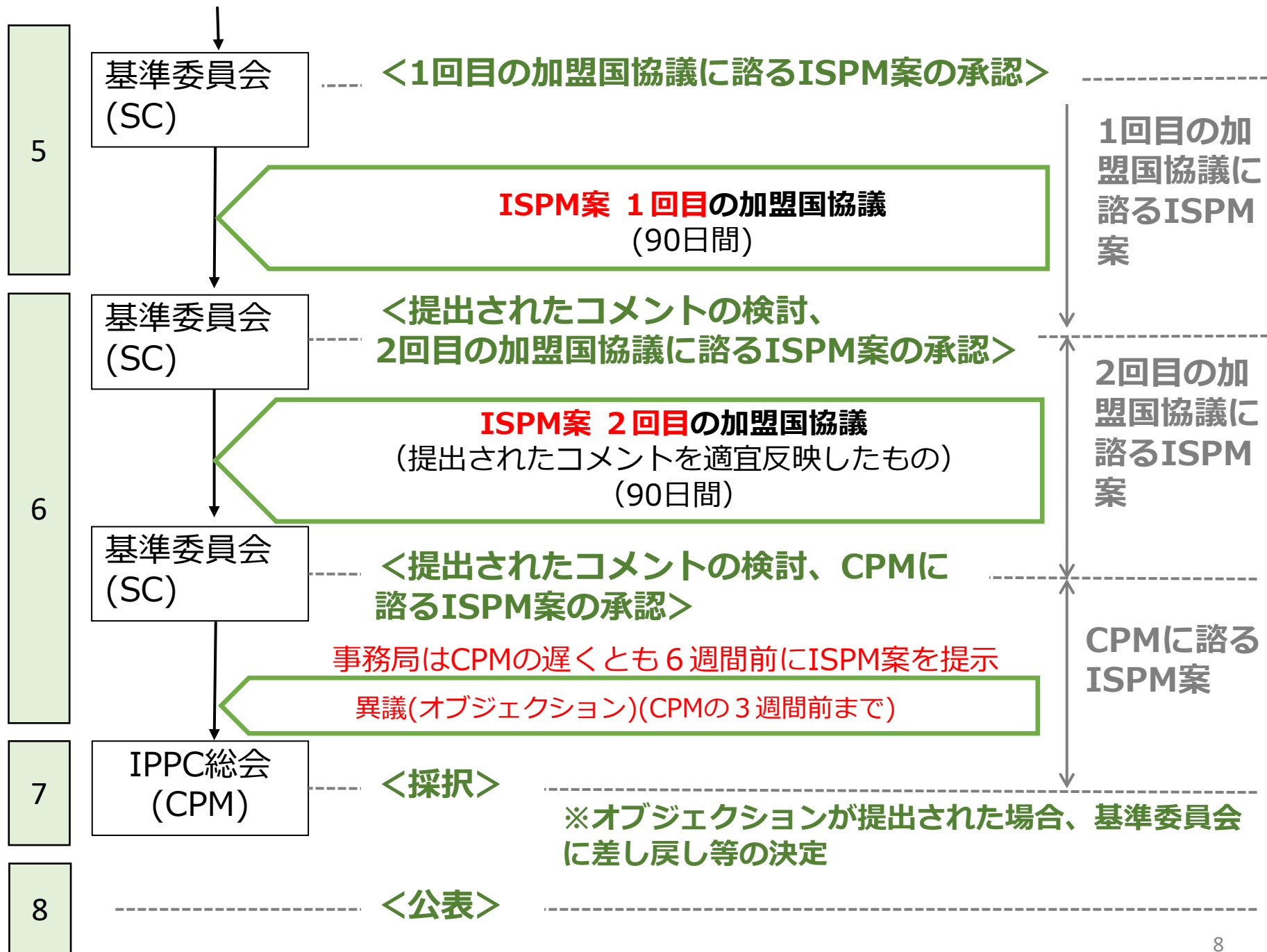
植物検疫措置に関する国際基準
(ISPM)の策定及びその実施、技術協力、加盟国間の情報共有等

SPS協定に基づき国際基準を作成する枠組み

- ・IPPC(植物防疫)
- ・Codex(食品安全)
- ・WOAH(動物衛生)

植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)策定プロセス





主な植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）

2024年8月現在（No.47まで策定）

原則・定義	植物検疫の原則(ISPM1)、植物検疫用語集(ISPM5)、規制非検疫有害動植物（ISPM16）
リスク分析	病害虫リスクアナリシス（PRA）に関する枠組み(ISPM2) 検疫有害動植物のための病害虫PRA(ISPM11)、規制非検疫有害動植物のPRA（ISPM21） ミバエに対する果実の寄主ステータスの決定(ISPM37)
輸出入規制	植物検疫証明システム(ISPM7)、植物検疫証明書(ISPM12)、植物検疫輸入規制制度に関する指針(ISPM20)、 検査の指針(ISPM23) 、トランジット中の積荷（ISPM25）、サンプリングに関する方法論(ISPM31)、病害虫リスクに従った物品の分類（ISPM32）、措置の同等性の認定（ISPM24）
病害虫ステータス	サーベイランス（ISPM6）、病害虫ステータスの決定(ISPM8)
報告・通報	不適合及び緊急行動の通報(ISPM13)、病害虫報告(ISPM17) 規制有害動植物のリスト(ISPM19)
管理措置	病害虫無発生地域の設定（ISPM4）、病害虫根絶計画の指針(ISPM9)、病害虫無発生生産地・生産用地（ISPM10）、病害虫低密度発生地域（ISPM22）、 ミバエの無発生地域の設定（ISPM26） 、隔離検疫施設の設計（ISPM34）、システムズアプローチ(ISPM14)、放射線照射の利用（ISPM18）、 規制有害動植物に対する植物検疫処理（ISPM28） （放射線23本、蒸熱6本、低温15本ほか）、温度処理の利用（ISPM42）、くん蒸の利用（ISPM43）、ガス置換処理の利用（ISPM44）等
診断プロトコル	診断プロトコル(ISPM27)(現在33本)
経路・品目	木材こん包材の規制(ISPM15)、 種子の国際移動(ISPM38) 、 木材の国際移動(ISPM39) 、培養資材の国際移動（ISPM40）、中古の車両、機械及び装置の国際移動（ISPM41）、 植物検疫措置のための品目基準（ISPM46）
権限付与・監査	植物検疫活動を権限付与する場合の要件（ISPM45）、植物検疫における監査（ISPM47）

青字は
今年の加盟国協議に
関連するISPM

IPPCの枠組みで作成される文書について

- 植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）

国際的な基準がある場合には、**自国の植物検疫措置を国際的な基準に基づいてとらなければならない。**

- 植物検疫措置に関する委員会（CPM） 勧告

植物検疫措置の設定に関する要件を規定しないが、ガイダンスを提供し、加盟国の行動を促すための文書。

- 実行資料（Implementation material）

ISPM及びCPM勧告の効果的な履行を支援するための文書。国際基準の解説書等。